

市(町・村) 国民健康保険税条例(例)の一部を改正する条例(例)

市(町・村) 国民健康保険税条例(例) (昭和二十六年地財委税第八百八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書中「六十三万円」を「六十五万円」に改め、同条第三項ただし書中「十九万円」を「二十万円」に改める。

第二十三条第一項中「六十三万円」を「六十五万円」に、「十九万円」を「二十万円」に改める。

『(世帯別平等割額を課さない市町村)

第二十三条第一項中「六十三万円」を「六十五万円」に、「十九万円」を「二十万円」に改める。』

『(地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第三号又は第四号の規定による減額を行う市町村)

第二十三条第一項中「六十三万円」を「六十五万円」に、「十九万円」を「二十万円」に改める。』

『(世帯別平等割額を課さず、地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第三号又は第四号の規定による減額を行う市町村)

第二十三条第一項中「六十三万円」を「六十五万円」に、「十九万円」を「二十万円」に改める。』

附則第二項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例(例)は、令和四年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 この条例(例)による改正後の市(町・村)国民健康保険税条例(例)の規定は、令和四年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

市(町・村) 国民健康保険税条例(例)の一部を改正する条例(例) 新旧対照条文(傍線部分は改正部分)
 (市(町・村) 国民健康保険税条例(例) (昭和二十六年地財委税第八百八十七号))

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項第一号の基礎課税額は、世帯主(前条第二項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額(所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額)(所得割額及び被保険者均等割額)の合算額とする。ただし、当該合算額が六十五万円を超える場合においては、基礎課税額は、六十五万円とする。</p> <p>3 第一項第二号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第二項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額(所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額)(所得割額及び被保険者均等割額)の合算額とする。ただし、当該合算額が二十万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、二十万円とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項第一号の基礎課税額は、世帯主(前条第二項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額(所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額)(所得割額及び被保険者均等割額)の合算額とする。ただし、当該合算額が六十三万円を超える場合においては、基礎課税額は、六十三万円とする。</p> <p>3 第一項第二号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第二項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額(所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額)(所得割額及び被保険者均等割額)の合算額とする。ただし、当該合算額が十九万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、十九万円とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>

第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が二十万円を超える場合には、二十万円）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 三 略

2 略

『（世帯別平等割額を課さない市町村）

（国民健康保険税の減額）

第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が二十万円を超える場合には、二十万円）及び同条第四項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 三 略

2 略

第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十三万円を超える場合には、六十三万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十九万円を超える場合には、十九万円）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 三 略

2 略

『（世帯別平等割額を課さない市町村）

（国民健康保険税の減額）

第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十三万円を超える場合には、六十三万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十九万円を超える場合には、十九万円）及び同条第四項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 三 略

2 略

『(地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第三号又は第四号の規定による減額を行う市町村)

(国民健康保険税の減額)

第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円)、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が二十万円を超える場合には、二十万円)並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円)の合算額とする。

一及び二 略

2 略

』

『(世帯別平等割額を課さず、地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第三号又は第四号の規定による減額を行う市町村)

(国民健康保険税の減額)

第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円)、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が二十万円を

『(地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第三号又は第四号の規定による減額を行う市町村)

(国民健康保険税の減額)

第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が六十三万円を超える場合には、六十三万円)、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が十九万円を超える場合には、十九万円)並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円)の合算額とする。

一及び二 略

2 略

』

『(世帯別平等割額を課さず、地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第三号又は第四号の規定による減額を行う市町村)

(国民健康保険税の減額)

第二十三条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第二条第二項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が六十三万円を超える場合には、六十三万円)、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が十九万円を

超える場合には、二十万円）及び同条第四項本文の介護納付金課税額から八に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一及び二 略

2 略

附則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」とする。

超える場合には、十九万円）及び同条第四項本文の介護納付金課税額から八に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一及び二 略

2 略

附則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第二十三条第一項の規定の適用については、同条中「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」とする。